

工事契約約款第 24 条第 6 項の規定（インフレスライド条項）の運用について（暫定版）

～「令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」への対応～

「令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」への対応として、工事契約約款第 24 条第 6 項の規定（以下、「インフレスライド条項」という。）により、昭島市が発注・契約する工事において、受注者が契約金額の変更を請求する場合の運用について、以下のとおりとする。

1 運用開始日

令和 3 年 3 月 1 日とする。

2 適用対象工事

令和 3 年 3 月 1 日が工期内にある工事で 3（3）の残工期が原則として 2 月以上ある工事。

3 定義

（1） 請求日

インフレスライド条項により、受注者が契約金額の変更の請求を書面により提出した日とする。

（2） 基準日

スライド額算出の基準とする日をいい、出来高を算定する基準となる日、賃金水準及び物価水準の変動後単価の基準となる日のこと。

請求日と同じ日とすることを基本とするが、請求日から起算して、14 日以内で発注者及び受注者が協議して定める日とすることができる。

（3） 残工期

基準日以降の工期までの工事期間とする。ただし、基準日までに、契約変更を行っていない場合でも先行指示等により、工期延長が明らかな場合には、その工期延長期間を考慮することができる。

（4） 出来形数量

基準日における既済部分に係る設計数量

(5) スライド額

6により算出した契約変更の対象となる額

4 請求方法

- (1) 受注者がインフレスライド条項の規定により、契約金額の変更を請求する場合、書面（様式1-1）に賃金水準又は物価水準の変動により、契約金額が不相当となったことを示す書類（様式1-2ほか出来高、残工事の規定額、単価の変動及び上昇額についての資料等）を添付し、工事主管課に提出すること。工事主管課はスライド額協議開始日及び基準日を定め、請求日の翌日から起算して7日以内に、受注者に通知する。（様式2）
- (2) スライド請求は、運用開始日から次の賃金水準の変更がなされる（次の公共工事設計労務単価の改定の時期）までの間とする。なお、この間の請求は1回までとする。

5 出来形数量の確認

- (1) 工事設計課はスライド額の基礎となる残工事量を算出するため、請求日から起算して14日以内に基準日時点における出来形数量の確認を行う。受注者は、出来形数量の確認にあたり、必要な資料を提出すること。
- (2) 出来形数量の確認は、工事設計内訳書等に対応して行う。
- (3) 出来形数量の基本的な扱い
 - ア 現場搬入材料について、監督員が搬入を確認したものは出来形数量として取り扱う。
 - イ 工事設計内訳書で一式計上した仮設工事等について、出来形数量の対象とする場合、その数量は、発注者の積算に係る数量とする。
 - ウ 各工事におけるア及びイの詳細については、工事設計課へ確認すること。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により工事が遅延していると認められる部分は、出来形数量に含めるものとする。

6 スライド額の算出

- (1) スライド額は次式により算出する。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表している。

S : スライド額

P 1 : 変動前残工事金額 (契約金額から基準日における既済部分に相応する契約金額を控除した額)

$$P 1 = \alpha \times Z 1$$

P 2 : 変動後残工事金額 (変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した (P 1) に相応する額)

$$P 2 = \alpha \times Z 2$$

α : 落札率 (当初落札金額 / 予定価格) (有効数字は積算基準による)

Z 1 : 発注者の積算金額から基準日における既済部分に相応する積算金額を控除した額

Z 2 : 変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した (Z 1) に相当する額

- (2) P 1 及び Z 1 の算出に用いる単価は、起工時における昭島市の積算単価とする。
- (3) P 2 及び Z 2 は、基準日の物価指数等 (積算に使用する単価の変動率) により定めることとし、残工事にかかる全ての単価を基準日時点のものに入れ替えて算出する。ただし、発注者及び受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができる。なお、消費税及び地方消費税の税率の改正による増額分は除く。
- (4) P 2 及び Z 2 を算出する際に用いる単価については、基準日時点の昭島市の積算単価とする。
- (5) (4) によることが著しく不相当であると認められる場合には、発注者及び受注者の協議によることとする。
- (6) 発注者は協議書 (様式 3) により、受注者にスライド額 (案) を提示する。受注者は異議のない場合、スライド額協議開始日の翌日から起算して 14 日以内に承諾書 (様式 4) を提出する。
なお、14 日以内に協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し、様式 5 により、受注者に通知する。
- (7) スライド請求を複数回行う場合については、(1) から (6) までと同様に実施する。

この場合にスライド額算定において、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

7 契約変更の時期

原則として、スライド額の決定後、速やかに行う。ただし、精算変更時点で行うこともできる。

8 手続きの流れ

手続きの流れについては、別紙「インフレスライド条項運用の手順」参照。

(参考) 工事契約約款第 24 条抜粋

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、契約金額の変更額については、発注者及び受注者は協議の上定める。ただし、協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

インフレスライド条項運用の手順及び様式

インフレスライド条項運用の手順

(様式 1 - 1) 工事契約約款第 24 条第 6 項の規定による契約金額の変更について (請求)

(様式 1 - 2) 概算スライド額調書

(様式 2) 工事契約約款第 24 条第 6 項の請求に係る基準日及び協議開始日について (通知)

(様式 3) 工事契約約款第 24 条第 6 項に基づく契約金額の変更について (協議)

(様式 4) 承諾書

(様式 5) 工事契約約款第 24 条第 7 項の規定によるスライド額について (通知)